

令和6年度人事行政の運営等の状況の報告について

南砺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年南砺市条例第3号)第6条の規定に基づき、南砺市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

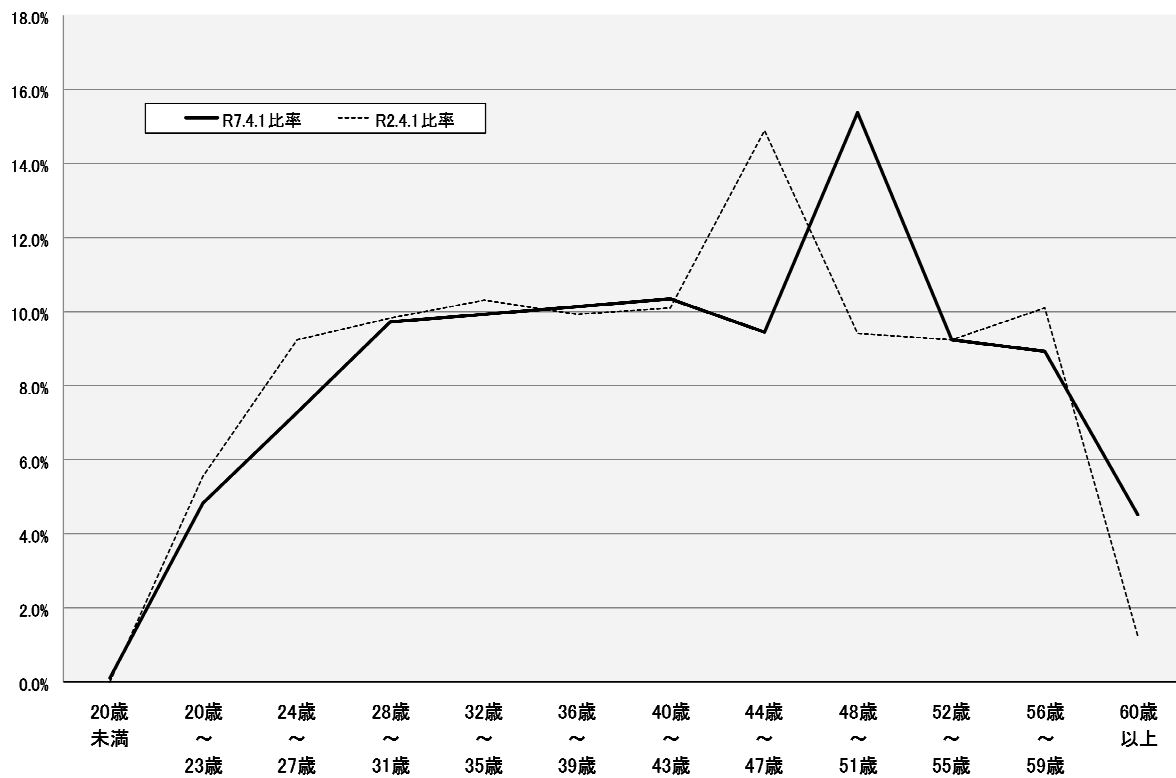
(各年4月1日現在、単位:人)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
普通会計部門	総務企画	118	119	△ 1	災害復旧関連
	税務	18	21	△ 3	退職者の不補充
	民生	196	194	2	子ども子育て支援関連
	衛生	32	32	0	
	商工	19	17	2	大規模イベント関連(万博対応)
	労働	1	1	0	
	農林水産	26	26	0	
	土木	28	29	△ 1	退職者の不補充
	議会	6	6	0	
	小計	444	445	△ 1	
公営企業等会計部門	教育部門	45	53	△ 8	給食業務の民間委託・退職者の不補充
	合計	489	498	△ 9	
	水道事業	9	9	0	
	下水道	8	7	1	病休者の補充
公営企業等会計部門	病院	401	402	△ 1	退職者の不補充
	介護	9	10	△ 1	退職者の不補充
	国保	23	25	△ 2	退職者の不補充
	その他	21	23	△ 2	退職者の不補充
	小計	471	476	△ 5	
	合計	960	974	△ 14	
合 計		[1,040]	[1,040]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
3 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益法人等への派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況

(R7年4月1日現在)



(令和7年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	47人	71人	95人	97人	99人	101人	92人	150人	90人	87人	44人	974人
R7.4.1比率	0.1%	4.8%	7.3%	8.8%	10.0%	10.2%	10.4%	9.4%	15.4%	9.2%	8.9%	4.5%	100.0%
R2.4.1比率	0.0%	5.8%	9.3%	9.8%	10.3%	9.9%	10.1%	14.9%	9.4%	9.3%	10.1%	1.3%	100.0%

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	468	462	461	438	445	444	△ 24 (△ 5.1%)
教育	59	58	58	60	53	45	△ 14 (△ 23.7%)
普通会計計	527	520	519	498	498	489	△ 38 (△ 7.2%)
公営企業等会計計	500	493	484	477	476	471	△ 29 (△ 5.8%)
総合計	1,027	1,013	1,003	975	974	960	△ 67 (△ 6.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体については、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

(4) 採用の状況 (R6.4.2～R7.4.1)

区分	職区分	競争試験	選考・割愛等	身分移管	計
市長 部局 等	一般行政職等	18	0	0	18
	保健師	0	0	0	0
	福祉職(保育士)	9	0	0	9
	小計	27	0	0	27
病 院	一般行政職等	2	0	0	2
	医師	0	8	0	8
	看護師	7	0	0	7
	医療技術職	6	0	0	6
	小計	15	8	0	23
計		42	8	0	50

(5) 退職の状況 (R6.4.1～R7.3.31)

区分	職区分	退職者数	前年
市長 部局 等	定年退職(注)	20	8
	勧奨退職	0	2
	その他	20	16
	小計	40	26
病 院	定年退職(注)	11	3
	勧奨退職	0	0
	その他	11	16
	小計	22	19
計		62	45

(注) 60歳に達した日以後、非違によることなく退職した場合は「定年退職」に含まれます

(6) 再就職の状況

区分	6年度 定年退職者	再就職者	内訳			
			市特別職	市再任用 嘱託等	市出資法人 (50%以上)	その他の 法人等
部長級	3	0	0	0	0	0
次長級	2	0	0	0	0	0
課長級	0	0	0	0	0	0
合計	5	0	0	0	0	0

(注) 令和6年度に課長級以上の職員で、定年により退職した職員のうち、令和7年7月1日現在で再就職している者の状況です。

2. 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 46,071	千円 36,155,842	千円 2,091,603	千円 5,195,952	% 14.4	% 13.4

(注) 実質収支とは、歳入総額から歳出総額を差し引いた額(＝形式収支)から、翌年度に繰り越すべき一般財源を控除した額

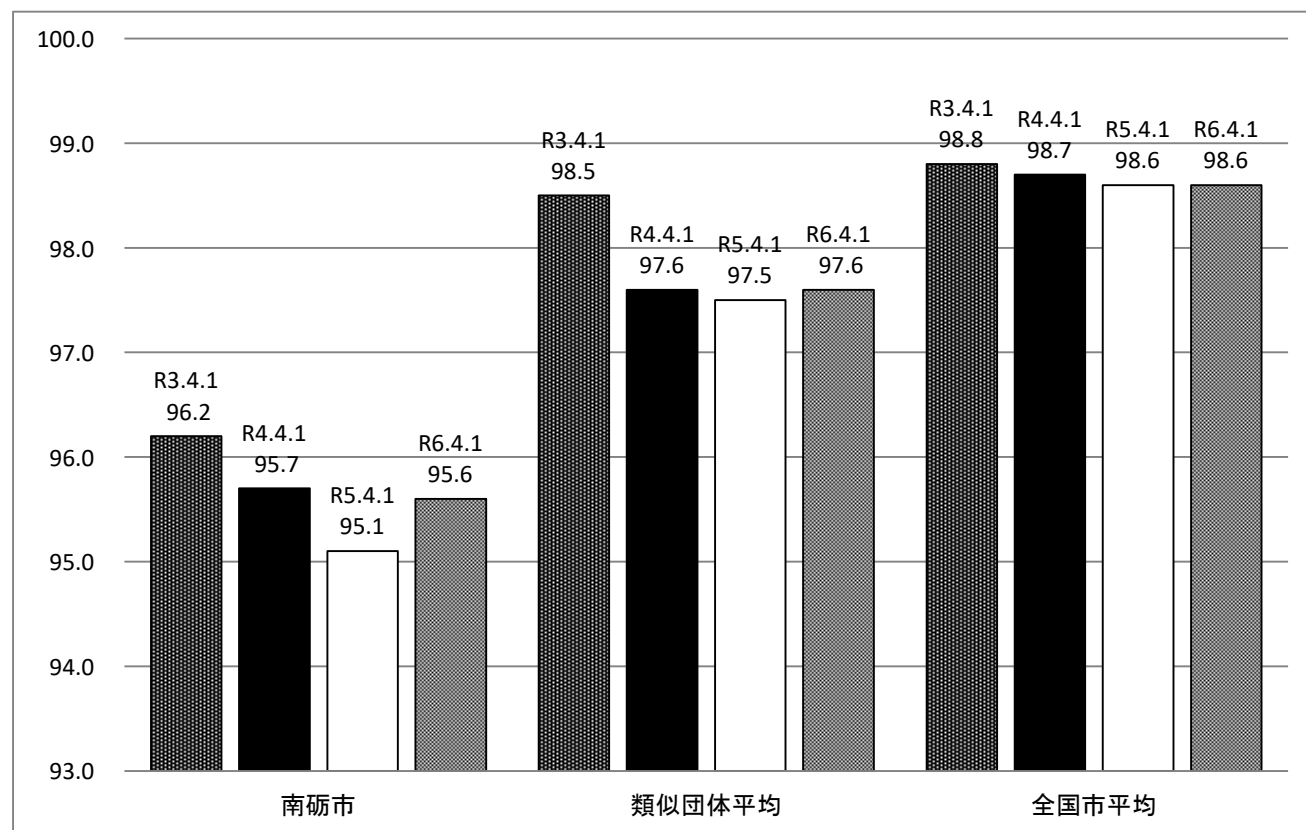
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 498	千円 1,750,959	千円 222,711	千円 716,991	千円 2,690,661	千円 5,403

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の任期の定めのない常勤職員の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については最大2%程度引き下げ。3級以上の高位号給は最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

地域手当は支給していない

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (R7年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	325,742 円	374,193 円	43.3
技能労務職	295,530 円	310,691 円	53.8

(注) 給与とは、給料(基本給)に諸手当(通勤手当、時間外手当など)を加えたものです。

(6) 職員の初任給の状況 (R7年4月1日現在)

区 分		南砺市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	186,900 円	186,900 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	185,700 円

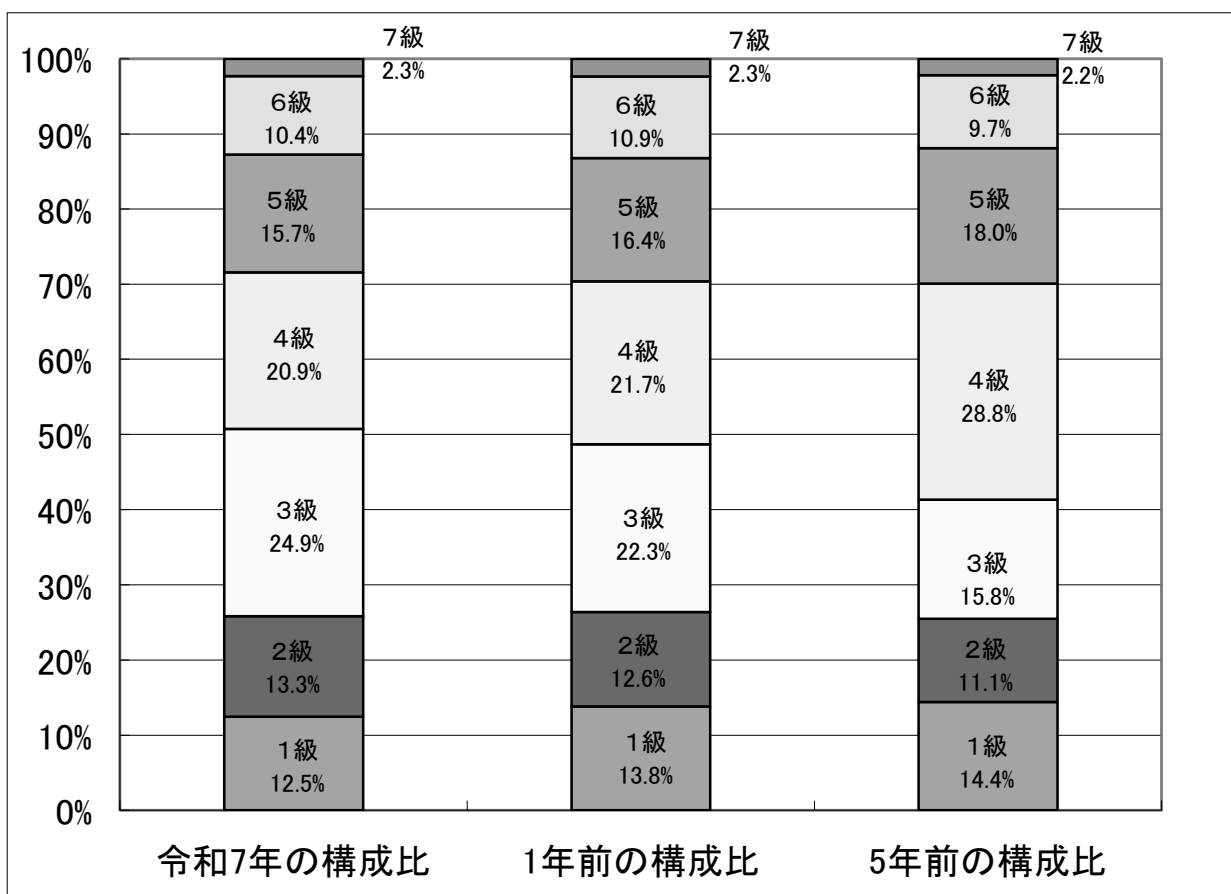
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (R7年4月1日現在)

部門 \ 区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	284,492 円	311,982 円	364,538 円
	高 校 卒	- 円	286,500 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	249,000 円	- 円	- 円

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(R7年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	係長主任	課長補佐	主幹	次長課長	部長
職員数	43人	46人	86人	72人	54人	36人	8人
構成比	12.5%	13.3%	24.9%	20.9%	15.7%	10.4%	2.3%
1号級の給料月額	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
最高号級の給料月額	258,100	308,500	354,700	386,100	398,200	415,700	450,900



(9) 等級及び職制上の階級ごとの職員数

(R7年4月1日現在)

【一般職給料表】

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	係長主任	課長補佐	主幹	次長課長	部長
職員数(人)	89	81	174	111	71	38	8
構成比 (%)	15.6%	14.2%	30.4%	19.4%	12.4%	6.6%	1.4%

【技能職給料表】

区分	1級	2級	3級	4級
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	係長主任	課長補佐
職員数(人)	0	4	23	0
構成比 (%)	0	14.8%	85.2%	0

(10)昇給への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(11)職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

南砺市		富山県		国	
1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,440 千円		1人当たり平均支給額 (R6年度) - 千円		1人当たり平均支給額 (R6年度) - 千円	
(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分		(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分		(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般職員)

R6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

②退職手当 (R7年4月1日現在)

南 砺 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		

③地域手当 支給なし

④特殊勤務手当

支給実績	6年度決算	279,654 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	6年度決算	387,870 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	6年度決算	74 %	
手当の種類(手当数)		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課に勤務する職員	市税の徴収又は滞納処分に関する業務	日額300円(滞納処分については日額450円)
防疫等作業等手当	防疫等の作業に従事する職員	1.感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護 2.感染症の病原体に汚染された物件等の処理に関する業務	日額1,100円の範囲内
用地交渉等手当	用地交渉等の業務に従事する職員	用地取得等のために行う交渉又は事業の施行により生ずる損失補償のために行う交渉の業務	日額300円
医師業務手当	病院又は診療所に勤務する医師又は歯科医師	1.医療又は公衆衛生業務 2.夜間及び休日等に行う救急医療業務	1.月額500,000円の範囲内 2.1回につき18,600円の範囲内
医師研究業務手当	病院又は診療所に勤務する医師又は歯科医師	地域医療の向上のために行う、研究その他保健指導業務	月額150,000円
病院等業務手当	病院等に勤務する職員	病院等の業務	1.月額11,000円の範囲内 加算(手術補助業務:日額150円、死後処置業務:1回につき1,400円、死体解剖業務:1体につき3,000円) 2.宿直又は日直の勤務中に救急対応等の業務に従事した看護職員 1回3,000円(1時間超15分につき750円加算) 2.看護師、准看護師及び保健師 月額12,000円
訪問看護業務手当	訪問看護ステーションに勤務する職員	訪問看護ステーションの業務	看護師、准看護師、保健師、作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士 月額 8,000円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師、准看護師又は介護士である職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる看護又は介護の業務	1回につき7,300円以内 通勤距離による加算(片道5km以上:760円、片道5km未満:380円)
早朝調理業務手当	病院で調理業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の始まりが深夜(午後10時から翌日5時まで)において行われる業務	通勤距離が片道5km以上:1回につき760円、通勤距離が片道5km未満:1回につき380円
緊急呼出業務手当	病院又は訪問看護ステーションに勤務する職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しに応じて行う医療業務等	医師:1回につき2,500円 看護師等:日額2,400円(休日等勤務加算1,200円) 上記以外:日額1,200円
保育等業務手当	保育園等に勤務する職員	保育園等の業務	月額7,000円
訪問介護業務手当	訪問介護事業所に勤務する職員	訪問介護の業務	月額6,000円
災害応急作業等業務手当	災害応急作業等の業務に従事する職員	1.巡回監視、応急作業 2.避難所運営 3.罹災証明に係る家屋調査 4.健康管理、医療福祉 5.被災地派遣	大規模災害:日額1,080円 それ以外:日額710円 (深夜の場合は1.5倍)

⑤時間外勤務手当

支給実績	6年度決算	131,972 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	6年度決算	135 千円
支給実績	5年度決算	186,032 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	5年度決算	191 千円

⑥その他の手当

(R7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 月額 3,000円 子 月額 11,500円 配偶者、子以外の扶養親族 月額 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 月額 5,000円	同じ
住居手当	家賃、間代を月額16,000円以上支払っている職員に対し、家賃等の額に応じて支給(月額) 最高 28,000円	同じ
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に応じ ・定期券と回数券のうち安価の方の額 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。 ・最高月額 55,000円 自動車等使用者 通勤距離に応じ 月額 2,600円～35,000円	異
管理職手当	管理又は、監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて14,800円～66,400円を支給。(経過措置中)	同じ
宿日直手当	宿日直勤務を命じられたとき支給	同じ
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象者等が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間未満 4,000円～10,000円 6時間以上 6,000円～15,000円	同じ
寒冷地手当	平、上平、利賀地域に居住する職員(毎年11月から3月の期間に支給) ・世帯主である職員 扶養親族有 19,800円 扶養親族無 11,400円 ・その他職員 8,200円	異

(12) 特別職等の報酬等の状況 (R7年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市 長 副 市 長	890,000 円 720,000 円	(参考) R7年4月1日 現在 類似団体における最高／最低額
			980,000 円／ 382,500 円 794,000 円／ 560,000 円
報酬	議 長	460,000 円	557,000 円／ 327,000 円
	副 議 長	410,000 円	493,000 円／ 279,000 円
	議 員	380,000 円	450,000 円／ 259,000 円
期末手当	市区町村長	(6支給割合)	
	副 市 長	3.45 月分	
	議 長	(6支給割合)	
	副 議 長 議 員	3.45 月分	
退職手当	市 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 長	89万円×在職月数×0.5 21,360千円 (任期毎) 72万円×在職月数×0.28 9,677千円 (任期毎)	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期(4年＝48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00 ～ 13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況 (各年1.1～12.31)

年	総付与日数	総使用日数	全対象職員数(*)	平均使用日数	取得率
6年	30,465 日	7,181 日	787 人	9.1 日	23.6%
5年	31,900 日	8,232 日	829 人	9.9 日	25.8%

(注*) 対象職員は、1年間を通して在職した職員です。

(3) その他の休暇の取得状況 (各年1.1～12.31)

区 分	人数	前年
病気休暇を取得した者	60 人	46 人
介護休暇を取得した者	0 人	0 人

(4) 育児休業の状況 (R6.4.1～R7.3.31)

区 分	6年		5年	
	男性	女性	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	10 人	32 人	10 人	28 人
前年度から引き続いている者	3 人	28 人	0 人	30 人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(R6.4.1～R7.3.31)

(1) 分限処分者数

区 分	降任	免職	休職	降給
処分人数	0 人	0 人	12 人	0 人

(注) 分限処分とは、公務の能率を維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合(長期の療養等)に職員の意に反して行う、不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分者数

0人

5. 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

(1.1～12.31)

※病院除く

職 務 専 念 義 務 免 除 の 事 由	承認件数
研修を受ける場合	1 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0 件
地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項若しくは第2項又は第60条第1項の規定により、公務災害補償に関する審査請求又は再審査請求をし、及びこれらの審査に出頭する場合	0 件
地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	0 件
法第49条の2第1項の規定により、不利益処分についての不服申立てをし、又はその審理に出頭する場合	0 件
法第55条第5項及び第6項の規定により、職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	0 件
法第55条第11条の規定により、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合	0 件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	0 件
当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合(消防団員として活動を行う場合等)	0 件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	0 件
上記に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合 (国体等に選手、役員等として参加する場合など。)	16 件
合 計	17 件

(2) 営利企業等従事許可の状況

(R6.4.1～R7.3.31)

許可の基準	件数	
	今年	前年
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	1 件	0 件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0 件	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合 (統計調査員等)	32 件	13 件

6. 職員の研修の状況

令和6年度研修実績

(1) 実施内容

① 自己啓発研修

研 修 名	講座数	受講者数
通信教育	2講座	2名

② 派遣研修

【富山県市町村職員研修機構・富山県職員研修所が主催するもの】

研 修 名	期 間	修了者数
新任職員研修（前期）	4日間	25名
新任職員研修（後期）	2日間	24名
中堅職員基礎課程研修	1日間	30名
中堅職員継続課程研修	2日間	6名
新任係長研修	2日間	9名
現任係長研修	2日間	4名
新任主幹研修	2日間	12名
新任所属長研修	2日間	8名
現任課長研修	2日間	6名
アクティブシニア職員のための働き方研修	半日間	1名
ロジカルシンキング入門研修	1日間	1名
ハードクレーム対応研修	1日間	1名
議会答弁書作成力向上研修	1日間	1名
最先端IT技術基礎研修	1日間	3名
グラフィックレコーディング研修	1日間	1名
タイムマネジメント研修	1日間	1名
手話講座	4日間	1名
ウェルビーイング研修	1日間	1名
選挙管理事務の基本実務研修	1日間	1名
D X 研修	1日間	4名
業務改善研修	1日間	2名
パソコン研修	1日間	27名
新任職員トレーナー養成研修	半日間	14名
政策法務に関する実務研修	1日間	1名
管理者（合同）研修	1日間	1名

【砺波地域都市職員研修協議会・呉西圏域6市で主催するもの】

研 修 名	期 間	受講者数
接遇リーダー研修(砺波研修協議会)	半日間	10名
法制執務研修(砺波研修協議会)	半日間	5名
技術職員研修(砺波研修協議会)	半日間	4名
職員力向上研修(呉西圏域事業)	半日間	6名

③ 特別派遣研修

研 修 機 関 名	研修科目数等	受 講 者
中堅幹部職員養成研修	富山県該当1課	1名
中央省庁等行政実務研修	地域活性化センター、 万博首長連合(経済産業省)	2名
とやま呉西圏域職員人事交流	砺波市	1名
全国市町村国際文化研修	—	—
市町村職員中央研修所	2科目	2名

④ 研修担当課等主催研修

研 修 名	期 間	受講者数
新規採用職員研修	1日間	23名
人事評価者研修	半日間	63名
ジェンダーギャップ解消研修(南砺市)	半日間	55名
南砺市こどもの権利条例職員研修	半日間	293名
マインドフルネス研修(南砺市)	半日間	21名
キャリアデザイン研修(南砺市)	半日間	26名
こころの健康づくりに関する研修会	半日間	33名
新規採用予定者研修	1日間	23名

⑤ その他研修

研 修 名	研修科目数等	受講者数
若手職員地域課題解決フィールドワーク研修	年間を通じて開催	1名

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(R6.4.1～R7.3.31)

(1) 厚生制度

○ 健康管理の状況

健康診断の種類	受診者数	前年
人間ドック	270 人	236 人
定期健康診断	742 人	713 人

○ 福利事業の状況

南砺市職員互助会及び公立南砺中央病院親睦会による職員への厚生事業

- ・ 令和6年度 互助会決算額 22,789 千円 (公費負担率0%)
- ・ 会員数 938 人
- ・ 会員一人当たり公費補助額 0 円
- ・ 補助金決算額 0 千円
- ・ 会員会費 (南砺市職員互助会: 給料×2.4%/1000、公立南砺中央病院親睦会: 給料×5%/1000)

[主な内容]

区分	事業内容	金 額
会費のみ	クラブ活動助成	82 千円
	大会出場助成	30 千円
	レクリエーション大会	0 千円
	親睦旅行	544 千円
	ノーマイカー助成	81 千円
	全体会助成	950 千円
	スポーツ施設利用助成	297 千円
	市内施設利用助成	3,657 千円
	職場内懇親会助成事業	2,513 千円
	新型コロナ対策マスク購入	0 千円
	慶弔慰金	1,028 千円
	見舞金	20 千円
	婚姻・出産	820 千円
	退職給付金	1,325 千円
	災害見舞金	0 千円

(2) 公務災害等の認定の状況

災害の区分	認定(申請)数	前年
公務災害	7(7) 人	6(6) 人
通勤災害	2(2) 人	1(1) 人

8. 公平委員会の業務の状況

(R6.4.1～R7.3.31)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

継続件数	措置要求件数
0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

継続件数	不服申立件数
0 件	0 件